

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年11月6日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員42名

2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治	4番 上妻 孝市
5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎	7番 網田 稔
8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文	10番 三原 勉
11番 山田 明文	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榎永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	34番 谷口 憲治
36番 梅田 誠也	37番 角居 登	38番 田上 正富
39番 橋本 春利	40番 村上 正春	41番 南 順二
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 成松 道敏		

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中42名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

先般の農業委員会研修、本当にお疲れ様でございました。昼も立派な研修ができて、夜も立派な研修ができました。本当に何もなくて無事終わりました本当にありがとうございました。

また、今日の議案は1号議案から7号議案、スムーズにいきますよう皆様のご協力をお願いしまして、ご挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
では、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には15番の松原信博委員と16番の嶋村鎮雄委員を、書記に事務局の井勇人主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません。事務局、岩永です。訂正がありますのでよろしくお願いいたします。

まず議案を1枚めくっていただきまして、目次のところから訂正をお願いします。まず第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請と、今、件数が4件と表記しておりますところを、1件取り下げがっておりますので3件と訂正方お願いします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請と、こちら今、目次では40件となっておりますけれども、取り下げがっております。33件と訂正お願いします。これに伴いまして合計数195件を187件と訂正方お願いいたします。

あとは詳細のところですが、まずは9ページになります。第4条関係ですが、1番、申請人が東田さんとなっておりますこちらについては、取り下げとなっております。よろしくお願いいたします。続きまして、15ページになります。26番から30番まで全てこちら取り下げとなっております。あわせて次ページの16ページですが、こちらも関連となっておりますので31番、32番、こちらについても取り下げとなっております。それと大分ページが飛びます。続きまして、59ページになります。21番ですが、こちらの譲渡人のところですが、今、住所のほう「南区田迎町良町1380-11」となっておりますところを、まず南区の後の「田迎町」を削除願います。つきまして「南区良町」、番地等が今は「1380-11」になっておりますけれども、こちらのほうを「5丁目12番20号」と訂正方お願いいたします。

訂正は以上です。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、36件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、耕作の便宜上、農地を交換し所有権を移転する申請です。1番の譲受人は画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、2番の譲受人は出仲間1丁目にお住まいの専業農家です。どちらの申請も許可後は米を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

3番につきまして、先日の地区委員会の協議状況をご報告いたします。

申請人は水前寺6丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。先日の地区委員会で協議したところ、譲受人の耕作状況が確認できず、さらに調査が必要であることから、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 3番は継続でございます。続きまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番の譲受人は戸島本町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地につきましては、許可後、施設園芸、露地野菜を作付されます。

続きまして、5番の譲受人は農業生産法人アグリパーク熊本有限会社で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地につきましては、許可後、カボチャ、サトイモを作付されます。

6番と7番は関連で、譲受人は益城町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地につきましては、許可後、米、露地野菜を作付されます。

8番の譲受人は畜産業を行う専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地につきましては、許可後、飼料作物を栽培されます。

以上、4番から8番まで先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

9番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、おじへ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には大根を作付される計画です。

10番、11番は関連で、孫へ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

12番は、独立就農による賃借権の設定です。譲受人は先日の地区

委員会に出席を願い、営農計画などについて聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地ではミカンを作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は農業生産法人で水稲、施設野菜を栽培されています。申請地はメロンの苗づくりとして利用されます。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上6件について協議・検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

15番は、耕作の便宜上、取得するための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくれる予定です。

先日の地区委員会において、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

16番から18番につきましては競売の結果報告です。

19番から20番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。議案では譲受人の耕作面積が1万37㎡となっておりますが、そのうち7,077㎡は、約9年近くほかの人に貸し付けていた。ことしになって解約したものであり、それを除けば2,960㎡に過ぎません。地区委員会で話を伺いましたが、今後農業がきちんと行われるかどうか疑義があり、さらに慎重に協議する必要があると判断し、継続審議が妥当であるとの決定になりました。

20番は、義理の弟への贈与のための申請です。譲受人は米と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

以上2件について、さきの地区委員会において協議した結果、19番は、さらに慎重に協議するため継続審議が妥当であり、また、20番は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、16番から18番につきましては競売結果報告、それから19番につきましては継続審議でございます。20番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

14番 山口謙藏委員

14番委員。

21番から25番につきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米、麦をつくられる予定です。

22番は、耕作上の便宜上の農地を取得する申請です。譲受人は米、麦、大豆を作付けており、許可後は米、麦、大豆をつくられる予定です。

23番は、孫へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は米、麦と果樹、野菜を作付けており、許可後は米とクリをつくられる予定です。

24番は、後継者へ経営移譲の再設定のための使用貸借権の申請です。譲受人は米、麦及びメロンを作付けており、許可後は同じく米、麦及びメロンを作付される予定です。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後も米をつくられる予定です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、21番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

40番 村上正春委員

40番委員。

26番について、地区委員会での検討状況を報告します。

26番は、園芸農家の譲受人が経営拡張のため所有権を移転される申請です。許可後はスイカをつくられる予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

27番から36番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、使用貸借により後継者へ経営移譲される権利設定申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

28番は、後継者への贈与による所有権移転申請です。許可後は水稲、スイカ、モモを作付される予定です。

29番、30番は関連で、独立就農のための賃貸借による利用権設定です。許可後はショウガ、ニンニク、トマト、ミカンを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしております。

31番は、耕作の便宜上取得の所有権移転による権利設定です。許可後はジャガイモ、カンショを作付される予定です。

32番から34番は関連で、新規就農のための使用貸借及び賃貸借による利用権設定申請です。許可後はニンニク、ブロッコリーを作付予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしました。

35番は、子への贈与による所有権移転申請です。許可後は水稲、露地野菜を作付される予定です。

36番は、父のいとこへの贈与による所有権移転申請です。許可後は水稲を作付される予定です。

以上10件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、27番から36番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

22番 園川良二委員

22番委員です。

2番から4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番、3番は関連です。個人住宅建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定については、周辺の宅地、雑種地及び第3種農地内などを検討したが、条件に合う土地がなく、閑静な住宅地

で、母がひとり暮らしの実家と勤務地に近い亡き父名義の土地と自己所有の土地を、活用しようとして選定したとのこと。転用面積としては適正な面積と判断されます。周辺農地への被害防除等、影響はないものと思われ、集落内開発制度指定区域で、開発許可についても同時申請中です。事業計画、融資証明、近隣農地の同意、排水同意等もそろっており、工事期間は平成28年12月1日までを予定しており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

4番は、太陽光発電設備建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定については、当地が自宅に近く管理しやすいことと、耕作をしていなかったため利用しようとして選定したとのこと。土地利用計画は、太陽光発電パネル108枚、27kw、建築面積217.48㎡と通路等の管理スペースで、転用面積としては適正なものと思われ、周辺農地への被害防除等、影響はないものと思われ、事業計画、融資証明、隣接地の同意等もそろっており、工事期間は平成27年12月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地条件、一般基準の面から検討しました結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番は取り下げでございまして、2番・3番・4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請でございまして、33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

　　6番委員、西富です。

　　1番から3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番から3番までは関連で、NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブが、農地を賃借しグラウンドと駐車場へ転用する申請です。農地区分は、1番と2番は、市街化の傾向が著しい区域内で、どちらも上下水道管が埋設する道路の沿道であり、500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地、3番につきましては、第3種農地に近接しており10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、サッカーグラウンド1面と駐車場20台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上1番から3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から10番につきまして、地区協議会での協議状況を報告いたします。

4番から6番は関連で、株式会社アネシスが、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、申請地全てが、市街化の傾向が著しい区域にある農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に医療施設、教育施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、近隣の株式会社アネシスの従業員用及び来客用駐車場150台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は平成28年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

7番は、株式会社アネシスが、農地を取得し駐車場へ転用する申請

です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に医療施設、教育施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、近隣の株式会社アネシスの従業員及び来客用駐車場20台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は平成28年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして8番は、三智開発株式会社が、農地を取得し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域にある農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、型枠資材等の置き場とトラック等の駐車場スペースとして整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年2月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、9番と10番は関連で、株式会社熊本不動産ネットが、農地を取得し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、全ての申請地が、上下水道管、ガスのうち2管が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設があることから第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建て売り住宅12棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上4番から10番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、11番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

11番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番、12番は関連で、特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所建設の申請です。申請人は社会福祉法人で、当計画地付近には社会福祉施設がなく、西回りバイパスの開通により交通の便がよくなったことなどにより、この土地を選定されました。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業で、土地収用法第3条各号に掲げられている収用対象事業の用に供するために行われるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、転用面積5,326㎡に、新設道路を設置し、特別養護老人ホーム1棟2階建て及び、小規模多機能型居宅介護事業所1棟平屋建ての建設と、駐車場41台分として利用され、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成27年12月1日から平成28年5月31日までを計画されております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

13番、14番は関連で、公衆用道路拡張による所有権移転の申請です。申請人は法人で、背後地への建て売り住宅建築に伴い前面道路の幅員が4m必要なため、道路を拡張するものです。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積24㎡に公衆用道路として拡張され、適正面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年11月30日から平成28年1月31日までを予定されております。

15番は、駐車場への転用で賃借権設定の申請です。申請人は給排水設備工事を行う法人ですが、事務所の敷地が狭く社員及び作業車の駐車場が不足しており、申請地は事務所に近接しており最適であるため選定されました。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積69㎡に車両4台分の駐車場として利用され、適

正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年12月10日から平成28年3月31日までを予定されております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、11番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きます、16番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

16番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

16番は、駐車場への転用申請です。申請者は、河内町船津の聖ヶ塔病院を運営する医療法人財団聖十字会です。聖ヶ塔病院は、来院者の増加によりかねてより駐車場が不足しておられ、申請地は施設に隣接し利便性がよいため今回の申請となりました。農地区分は、広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、来客者用駐車場5台分の利用です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、17番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

17番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

17番から19番は関連で、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。譲受人は宅地建物取引など幅広く手がけていますが、既存の資材置き場が手狭となってきたため、国道にも近く利用しやすい申請地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積2,988㎡のうち転用面積2,706㎡に建物用資材、作業用機械置き場、廃材置き場、また、作業用駐車場4台分など、妥当な面積と思われます。隣接同意、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありません。工事期間は、平成27年12月4日から平成28年3月31日までの約4カ月の予定です。許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

20番は、所有権移転による建て売り住宅の許可申請です。申請地付近は、立地条件がよくベッドタウンとして発展しており、需要を考えてこの地を選定されました。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団区域内の農地であるため第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置されるもので不許可の例外に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積476㎡に2区画を予定しており妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課に事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、許可後から平成28年6月30日までで、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものであると考えます。

21番から25番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建築のための転用許可申請です。申請地周辺は静かで環境がよいためこの土地を選定されたものです。農地区分は、市街化地の区域などに近接する10ha未満の生産性の低い農地であることから、2種農地と判断されます。土地利用計画は、全体の転用面積は2,569㎡に9棟建築予定で妥当な面積と思われます。資金計画、隣接同意、排水計画、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課への事前審査の申請中です。工事計画は、許可後から28年2月29日までの4カ月間の予定で、許可後

速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より 17 番から 25 番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それから 26 番から 32 番については取り下げになっております。次は 33 番。

37 番 角居登委員

37 番委員。

33 番から 35 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

33 番は、所有権移転による農家住宅のための転用許可申請です。譲受人は農業生産法人の従業員で、代表の親戚で将来を嘱望されている方です。職場も近く便利なため、農家住宅のため申請地を選定したものです。農地区分は、10ha 以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造 2 階建て農家住宅 1 棟、建築面積 84.46㎡で、妥当な面積と思われます。隣接農地は譲渡人所有であり、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。農家住宅のため開発許可が必要でないことについては、開発景観課と協議済みとのことです。工事計画は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの 12 カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

34 番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。譲受人は借家住まいで手狭であったため、交通の便がいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha 以上の広がりのある農地で 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅 1 棟、建築面積 78.66㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成 28 年 1 月 10 日から平成 28 年 5 月 20 日までの 5 カ月の予定

で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

35番は、使用貸借権設定による農業用倉庫のための転用許可申請です。借り人は米、麦及び施設園芸のトマトを栽培されており、農業用機械の保管にも困って農業用倉庫を計画したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、農業用施設等であり不許可の例外規定に該当すると思われる。土地利用計画は、事業面積560㎡、うち転用面積371㎡で、農業用倉庫の建築面積160.20㎡にトラクター、コンバイン、田植え機、フォークリフトを格納し、通路及び駐車スペース2台などで、妥当な面積と思われます。ただ、既に建築されており、転用許可を得ないで建築されたことについて深く反省され、始末書の提出を受けております。隣接農地は貸し人所有で施工済みで、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、33番から35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、36番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

36番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

36番は、使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借り人は、アパート住まいで手狭であったため住宅を計画、妻の父から無償で借り受けることができたこともあり、申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積72.87㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発

制度指定区域で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年12月15日から平成28年7月30日までの約8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、36番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、37番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

37番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

37番は、賃借権設定による農業用資材置き場のための転用許可申請です。賃借人は、果樹・園芸農家で、肥料やハウス資材の置き場が不足しているため、自宅近くに道路に面した申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設であり不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、肥料置き場、ハウスの支柱・パイプ置き場、機材の置き場、進入道路等で、妥当な面積だと思われます。隣接農地は賃借人の所有であり、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年12月1日から平成28年5月31日までの6カ月を予定し、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認・調査を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、38番。

22番 園川良二委員

22番委員です。

38番から40番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

38番は、賃貸借による産業廃棄物車両積み替え場建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定については、産業廃棄物の積み替えを行うための許可が得られるところで、交通の利便性の観点から国道近くに、大型車の出入りがしやすく、車両から車両への積み替えに十分な広さがあるという条件に合った土地を、ほかに見つけることができなかつたため、本件土地を選定したところです。周辺への土砂の流出の心配もないとのこと、また、周辺農地への影響も問題ありません。事業計画、排水同意等もそろっており、転用面積としては適正なものと思われまふ。工事は平成28年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

39番は、所有権移転による資材置き場建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定については、県道に面しており車両の乗り入れに便利なためと、他を探したが、適当なところになかつたためとのことです。事業計画は、土木資材並びに二次製品等の置き場として活用される予定で、周辺への土砂の流出の心配もないとのこと、また、周辺農地への影響も問題ありません。事業計画、資金計画、残高証明、排水同意等もそろっており、転用面積としても適正なものと思われまふ。工事は平成28年12月9日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

40番は、賃貸借による太陽光発電設備建設のための農地転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の広がりのある第1種農地と判断されると思われまふ。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものについては、不許可の例外として許可されることから、これに該当すると思われまふ。土地の選定については、事業拡大のための既存施設の拡大で、本件農地に建てる必要が生じたところです。周辺への土砂の流出の心配はないとのこと、また、周辺農地への影響も問題ありません。事業計画、資金計画、残高証明、排水同意等もそろっており、転用面積としては適正な

ものと思われま。工事は許可後速やかに着手され、平成27年12月28日の完了予定とのことです。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、38番から40番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案及び第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から5番までの合計5件でございます。全て公社への売り渡しによる売買です。面積は、5件合わせまして田8,702㎡、畑4,112㎡の、合計1万2,814㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの6番から28ページの20番までで、貸し手15名、借り手10名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が13件、10年以上が2件で、面積は15件合わせまして、田3万7,242㎡、畑1万7,307㎡の、合計5万4,549㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹、露地野菜及び苗木です。

次に、再設定分です。明細28ページの21番から46ページの77番までで、貸し手68名、借り手39名の件数57件です。契約期間別では、6年未満が28件、6年以上10年未満が2件、10年以上が27件で、面積は57件合わせまして、田20万1,053.52㎡、畑5万7,904㎡の、合計25万8,957.52㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、飼料作物、施設野菜及び果樹です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細46ページの78番から

47ページの79番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は、田のみの1,598㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は施設野菜です。

続きまして、第5号議案です。48ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細49ページの1番から64ページの34番までで、契約期間は全て10年以上、面積は34件合わせまして、田17万232㎡、畑1万2,541㎡の、合計18万2,773㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

40番 村上正春委員

40番委員。

1番について、地区委員会での協議状況を報告します。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格証明願です。地区委員が願出人の農地3筆について現地確認をいたしましたが、いずれも農地として適正な耕作・管理が行われておりました。

以上、地区委員会におきまして検討、協議の結果、適格証明については何ら問題のないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

47番 米村昌昭委員

　　47番委員、米村です。

　　地区委員会での協議状況を報告します。

　　1番は、土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりでございます。願出人は対象の農地について米と野菜をつくっておられ、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　次に、次第6のその他ですが、本日は特にございませぬ。

　　以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　ご異議なしと認めます。

　　よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 0 2 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年11月 6日

会 長 森 日出輝

署名委員 松 原 信 博

署名委員 嶋 村 鎮 雄

書 記 井 勇 人